
平成 19 年度税制改正に関する要望

平成 18 年 9 月

社団
法人 日本損害保険協会

はじめに

社団法人 日本損害保険協会

我が国の経済は、好調な企業業績を背景に雇用・設備投資が増加するなど、景気回復の傾向にあります。一方で、国際競争の激化、原油価格の高騰等の不安材料も抱えています。また、自然災害の発生や少子・長寿化の急速な進行により、個人・企業を取り巻くリスクが増大しており、これらに伴う将来に対する不安が国民経済の停滞を招きかねません。こうした中、国民一人ひとりの生活不安要素を軽減して個人消費を促し、併せて企業活力の回復を支えることが喫緊の課題であり、このような課題の実現には、政策目的を持った税制面における一定の支援が必要不可欠であると考えます。

損害保険業界は、地球温暖化などの影響により、大規模自然災害が近年増加する傾向にある中で、不慮の災害等から国民生活を守り、国民経済の安定的かつ健全な発展を支えるという使命を担っております。複雑巨大化する自然災害リスクに対しての保険金支払責任を全うするため、損害保険会社は自らの担保力の充実と経営の健全性の確保に日々努めておりますが、国民経済の安定をより確実なものとするためには、税制面においても異常危険準備金制度の充実に向けた支援が必要と考えます。

また、我が国が抱える大きな課題として、少子・長寿化の進行に伴う社会保障費用の増大があります。国民負担の上昇が見込まれる状況の下、持続可能な社会保障制度への改革が進められる中で、安心かつ豊かでゆとりのある生活を送るために必要な保障水準を確保するためには、国民一人ひとりが医療・介護・年金保険等の民間商品を活用することにより、自助努力で将来に備えることが重要となります。このような国民の自助努力を税制面から支援することは非常に重要であり、そのためには社会ニーズに対応した保険料控除制度を創設することが極めて有効と考えます。

その他、活力ある社会・経済活動を持続させるために企業が国際競争力を維持するとともに株式市場の健全な発展を図る、という観点から、諸外国と比較して不利な扱いとなっている受取配当の益金不算入割合の引き上げが必要と考えます。

損害保険業界といたしましては、今後とも社会構造の変革に的確に対応し、損害保険業の健全な発展を通じて、我が国経済の発展と安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与すべく、以下のとおり各種税制の実現・充実を要望いたします。

つきましては、本要望書をご高覧の上、格段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

平成 19 年度税制改正要望項目

重点要望項目

1. 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実

(1) 積立率引き上げ

巨大な災害に対しても確実に保険金支払責任を果たすために、火災保険等に係る異常危険準備金について、積立率を現行の 100 分の 4 から 100 分の 5 に引き上げること

(2) 洗替保証率引き上げ

火災保険等に係る異常危険準備金残高を充実させるために、毎年の積立額の上限である積立率を引き上げるとともに、累積残高の上限である洗替保証率についても 100 分の 30 から 100 分の 50 に引き上げること

2. 社会ニーズを踏まえた社会保障制度を補完する商品に係る保険料控除制度の創設

国民の自己責任に基づく自助努力を促進することにより社会保障制度を補完するため、医療・介護・年金等の商品を対象とする保険料控除制度（所得税法上の控除限度額は 100,000 円、地方税法上の控除限度額は 70,000 円）を創設すること

3. 受取配当等の益金不算入制度における益金不算入割合の引き上げ

受取配当等に係る二重課税を排除するため、受取配当等の益金不算入制度において、連結法人株式等および関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る益金不算入割合を現行の 50% から 100% に引き上げること

準重点要望項目

4. 損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続

既に収入金額を課税標準（100%外形標準課税）としている損害保険業に係る法人事業税について、現行課税方式を継続すること

要望項目一覧

【重点】 1. 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実

- (1) 積立率を引き上げること(4% 5%)
- (2) 洗替保証率を引き上げること(30% 50%)

* 租税特別措置は平成 18 年度で期限切れとなる

【重点】 2. 社会ニーズを踏まえた社会保障制度を補完する商品に係る保険料控除制度の創設

(控除限度額) 所得税 100,000 円、 地方税 70,000 円

(対象) 医療・介護・年金等の社会保障制度を補完する商品

【重点】 3. 受取配当等の益金不算入割合の引き上げ

受取配当等に係る二重課税を排除するため、受取配当等の益金不算入制度における益金不算入割合を引き上げること(50% 100%)

【準重点】 4. 損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続

収入金額を課税標準とする現行方式(100%外形標準課税)を継続すること

5. 損害保険会社の積立勘定に係る特別利子の恒久化

損害保険会社の積立勘定(その運用財産が株式等でないものに限る)から支払われる利子に係る特別利子の取り扱いを恒久化すること

6. 地震保険に係る異常危険準備金の非課税措置

地震保険に係る異常危険準備金の積立を全額非課税とすること

7. 確定拠出年金に係る税制上の措置

- (1) 確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること
- (2) 確定拠出年金に係る拠出限度額を引き上げること

8. 欠損金繰戻還付の実施・繰戻期間の延長

欠損金繰戻還付の実施・繰戻還付の延長を行うこと

9. 破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置の恒久化

契約者保護の観点から、破綻処理の一環である協定銀行制度が機能するよう、非課税措置を恒久化すること

* 非課税措置は平成 18 年度で期限切れとなる

要望内容と現行税制の比較（その1）

重点要望項目

1. 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実	
要 望 内 容	現 行 税 制
(1) 積立率引き上げ (4% 5%)	・平成18年度まで、積立率は4% (平成19年度以降は2%の適用)
(2) 洗替保証率の引き上げ (30% 50%)	・洗替保証率は30%

2. 社会ニーズを踏まえた社会保障制度を補完する商品に係る 保険料控除制度の創設	
要 望 内 容	現 行 税 制
(控除限度額) 所得税 100,000 円 地方税 70,000 円 (対 象) 医療・介護・年金等の社会保障制 度を補完する商品	・独立の制度は無し * 但し、損保年金は現行の損害保険 料控除制度（平成18年末をもって 廃止）の対象 また、医療・介護は生命保険料控 除制度の対象

3. 受取配当等の益金不算入割合の引き上げ	
要 望 内 容	現 行 税 制
受取配当等の益金不算入制度にお ける連結法人株式等および関係法 人株式等のいずれにも該当しない 株式等に係る益金不算入割合の引 き上げ(50% 100%)	・益金不算入割合は平成14年度より 50%

準重点要望項目

4. 損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続	
要 望 内 容	現 行 税 制
現行課税方式の継続	・収入金額による外形標準課税 ・税率は1.3%

要望内容と現行税制の比較（その2）

その他の要望項目

5. 損害保険会社の積立勘定に係る特別利子の恒久化	
要 望 内 容	現 行 税 制
損害保険会社の積立勘定（その運用財産が株式等でないものに限る）から支払われる利子に係る特別利子の取り扱いを恒久化すること	・租税特別措置として平成 20 年度までの間、負債利子控除の対象外
6. 地震保険に係る異常危険準備金の非課税措置	
要 望 内 容	現 行 税 制
準備金残高の一層の充実を図る観点から、地震保険に係る異常危険準備金の積立を全額非課税とすること	・運用益部分の積立については段階課税
7. 確定拠出年金に係る税制上の措置	
要 望 内 容	現 行 税 制
（ 1 ）確定拠出年金に係る特別法人税の撤廃	・平成 19 年度まで課税停止措置 ・税率は約 1.2%（地方税含む）
（ 2 ）確定拠出年金に係る拠出限度額の引き上げ	・個人型は月額 18,000 円～68,000 円 ・企業型は月額 23,000 円～46,000 円
8. 欠損金繰戻還付の実施・繰戻期間の延長	
要 望 内 容	現 行 税 制
欠損金繰戻還付の実施・繰戻期間の延長	・繰戻期間は 1 年 ・平成 19 年度まで繰戻還付は適用停止
9. 破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置の恒久化	
要 望 内 容	現 行 税 制
契約者保護の観点から、破綻処理の一環である協定銀行制度が機能するよう、破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置を恒久化すること	・平成 18 年度まで課税停止措置

1. 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実

火災保険等に係る異常危険準備金について、

- (1) 積立率を現行の100分の4から100分の5に引き上げること
- (2) 洗替保証率を現行の100分の30から100分の50に引き上げること

近年、地震・台風等の巨大自然災害が頻発しており、各地に甚大な被害をもたらしています。こうした発生の時期・規模の予測が困難な巨大自然災害に対しても、確実な保険金支払を行うことが損害保険会社の社会的責務であり、損害保険会社は平時から異常危険準備金を積み立てることにより保険金支払原資を確保するよう努めています。

しかし、近年の巨大自然災害の多発により、火災保険等に係る異常危険準備金残高は大幅に減少しています。平成16年度は、自然災害による保険金支払額が史上最高の7,448億円(=火災・自動車・新種保険等の元受正味保険金)となり、異常危険準備金の多額の取崩しが行われました。さらに最近では、平成17年の冬に全国各地で大雪の被害が発生し、平成18年は7月の大雨で、長野県や鹿児島県などを中心に水害が多発しており、今後も巨大自然災害の発生が懸念されます。

また、監督および会計においては、巨大自然災害に対して確実な保険金支払を図る観点から、平成17年4月以降、既往の最大台風である伊勢湾台風規模の損害に備えるために計画的に異常危険準備金の積み増しを行う制度が導入されており、税制においてもこの新制度導入に対応した積立率の引き上げ(積立速度の向上)等が必要と考えます。

このような状況を勘案し、平成17年度税制改正において、火災保険等の異常危険準備金の積立率は「100分の4」に引上げられましたが、同措置は平成18年度までの経過措置となっています(経過措置の期限切れ後の積立率は「100分の2」となる)。また、損害保険会社の火災保険等の異常危険準備金残高は、上記の異常危険準備金の積み増し制度見直し後における必要積立額約1兆7千億円に比べ4千億円以上不足している状況です。

損害保険会社が巨大自然災害に対する保険金の支払に耐えうる十分な準備金残高を確保・維持し、その社会的役割を十分に果たすためには、「積立率」(当該年度の正味収入保険料に対する積立額の割合)の引き上げにより早期に準備金残高を増加させるとともに、「洗替保証率」(当該年度の正味収入保険料に対する積立限度の割合)の引き上げにより準備金残高を維持することが必要不可欠と考えます。

異常危険準備金の積立率の引き上げ等により本制度の充実を図ることは、巨大自然災害に対する保険金支払に万全を期すことであり、国民生活と我が国経済の安定に寄与するものと考えます。

つきましては、火災保険等に係る異常危険準備金について下記2項目を要望いたします。

- 積立率を、現行の100分の4から100分の5に引き上げること
- 洗替保証率を、現行の100分の30から100分の50に引き上げること

2. 社会ニーズを踏まえた社会保障制度を補完する商品に係る保険料控除制度の創設

国民の自己責任に基づく自助努力を促進することにより社会保障制度を補完するため、医療・介護・年金等の商品を対象とする保険料控除制度（所得税法上の控除限度額は100,000円、地方税法上の控除限度額は70,000円）を創設すること

少子・長寿化の進行に伴う社会保障費用の増大が、我が国の大きな課題となっている中で、社会保障制度を持続可能な制度として再構築していくためには、医療費自己負担割合の引き上げや、公的年金の支給額の見直しなど、給付と負担のバランスや世代間の公平性等の見直しが不可欠です。

国民一人ひとりにとっても、長生きをすることにより医療費・介護費用・生活費等の支出が増大するというリスク（生存リスク）に対処するために、すなわち、生涯に亘り安心かつ豊かでゆとりのある生活水準を確保するために、自らの力で自らの将来に備えるという自助努力がますます重要となります。

こうした我が国における経済・社会の課題を踏まえ、「生存リスク」に対処するといった国民のニーズに応えるものとして、損害保険では、医療・介護・年金等の社会保障制度を補完するための商品を取り扱っていますが、これらの保険の普及はまだ十分とは言えない状況です。

国民の自助努力を税制面から支援する制度として、保険料控除制度の存在意義はますます高まっており、社会保障制度を補完し「生存リスク」に対処するといった、今真に普及が必要とされる保険に対する保険料控除制度を新たに創設することは、国民の自助努力の促進に極めて有効であり、国等の政策として、安心かつ豊かでゆとりある社会を実現させ、我が国経済の持続的な成長に資するものと考えます。

つきましては、国民の自己責任に基づく自助努力を促進し、社会保障制度を補完する商品の普及を図るために下記項目を要望いたします。

医療・介護・年金等の社会保障制度を補完する商品を対象とする保険料控除制度（所得税法上の控除限度額は100,000円、地方税法上の控除限度額は70,000円）を創設すること

なお、社会保障制度改革が国民的な喫緊の課題であること、また、制度創設においては公平・簡素でわかりやすいことを旨とすべきことから、この制度が損害保険会社の商品だけを対象にするのではなく、社会保障制度の補完に寄与する一定の要件を満たす同種商品を幅広く対象とする制度として創設されることを要望いたします。

3 . 受取配当等の益金不算入制度における益金不算入割合の引き上げ

受取配当等に係る二重課税を排除するため、受取配当等の益金不算入制度において、連結法人株式等および関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る益金不算入割合を現行の50%から100%に引き上げること

法人株主が受け取る株式等の配当金（受取配当）については、配当元の法人で既に法人税が課されているため、「二重課税の排除」を目的とした「受取配当等の益金不算入制度」の仕組みが設けられています。本制度は確立した税理論に基づくものであり、このような二重課税排除の仕組みは諸外国においても広く導入されています。

しかしながら、平成14年度税制改正において、連結納税制度導入に伴う財源措置の一つとして本制度の縮減が行われ、負債利子控除の対象外であった特定利子制度が廃止されるとともに、益金不算入割合が80%から50%に引き下げられました。

本制度の縮減は、従来から二重課税の指摘を受けていた取扱いをさらに拡大するものであり、税理論に反した課税強化と言わざるをえません。このような課税強化は、法人株主の株式保有意欲を減退させ、株式市場の健全な発展にも少なからぬマイナスの影響を与えているものと思われます。

つきましては、二重課税となっている現状を改める観点から下記項目を要望いたします。

二重課税を排除し株式市場の健全な発展に資するよう、受取配当等の益金不算入制度における連結法人株式等および関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る益金不算入割合を現行の50%から100%に引き上げること

4 . 損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続

既に収入金額を課税標準としている損害保険業に係る法人事業税について、現行課税方式を継続すること

事業税は、地方公共団体の提供する種々のサービスに対する応益課税の性格を有することを明確化し、また安定的な地方税源の確保等を目的として、平成 15 年度税制改正により、従来所得課税方式が見直されました。具体的には資本金 1 億円超の法人を対象として、一般事業会社における法人事業税に付加価値割、資本割の外形基準を組み込んだ外形標準課税制度が創設され、平成 16 年度から実施されています。これと関連して与党税制改正大綱においては、既に収入金額課税となっている電気供給業、ガス供給業、生命保険業および損害保険業の 4 業種について、付加価値額および資本等の金額による外形標準課税を組み入れていくことを検討することとされています。

損害保険業に係る法人事業税は、昭和 30 年より収入金額を課税標準とする 100%外形標準課税が導入されており、地方公共団体の安定的な税収確保に貢献してきました。一方、一般事業会社に導入された外形標準課税は、経済環境に対する配慮もあって、4 分の 3 部分については所得課税を継続し、残りの 4 分の 1 部分についてのみ外形基準を組み込んだものとなっています。このため、今般の外形標準課税導入を契機に仮に上記 4 業種の課税方式が見直されるとすれば、損害保険業の課税標準に所得が組み込まれることも想定されます。

しかしながら、損害保険業は保険事故の発生により各年度の収益環境が大きく変化するという特性があるため、所得課税を組み入れて税額が大きく変動する仕組みとするよりも、現行課税方式を維持する方が税収安定化を目指した外形標準課税導入の趣旨に沿うものと考えます。また、応益課税という事業税の基本的な性格に鑑みれば、100%外形標準課税である収入金額課税方式が適当と考えられます。

つきましては、下記項目を要望いたします。

既に収入金額を課税標準（100%外形標準課税）としている損害保険業に係る法人事業税について、現行課税方式を継続すること

5. 損害保険会社の積立勘定に係る特別利子の恒久化

損害保険会社の積立勘定（その運用財産が株式等でないものに限る）から支払われる利子に係る特別利子の取り扱いを恒久化すること

法人株主が受け取る株式等の配当金（受取配当）については、配当元の法人で既に法人税が課されているため、「二重課税の排除」を目的とした「受取配当等の益金不算入制度」の仕組みが設けられています。本制度は確立した税理論に基づくものであり、このような二重課税排除の仕組みは諸外国においても広く導入されています。

しかしながら、平成 14 年度税制改正において、連結納税制度導入に伴う財源措置の一つとして本制度の縮減が行われ、負債利子控除の対象外であった特定利子制度が廃止されました。そうした中で、特定利子の一つであった損害保険会社の積立勘定の利子（予定利息および契約者配当）については、平成 20 年までの租税特別措置として非課税とされております。

損害保険会社が積立保険の保険料を管理・運用する「積立勘定」は、保険業法に基づく制度であり、その設置に係る認可上、特定の商品に係る積立勘定を除き株式での運用が認められておりません。また、もし万一税理論を無視した課税強化が行われれば、積立保険の契約者に還元すべき運用成果が著しく減少することになります。したがって、積立勘定に係る利子は、租税特別措置としてではなく、本法による恒久措置として非課税とされて然るべきと考えます。

つきましては、二重課税を排除する観点から下記項目を要望いたします。

損害保険会社の積立勘定（その運用財産が株式等でないものに限る）から支払われる利子に係る特別利子の取り扱いを恒久化すること

（注）「負債利子控除制度」

借入金等の資金で株式等を購入すると、借入金等の支払利息（負債利子）が損金に算入され、株式等から得られる受取配当は非課税であることから、課税上の二重メリットが発生する。したがって受取配当等の益金不算入額（非課税額）の計算に際して、受取配当等の額から負債利子の額を控除することとされている。

「特定利子制度」

借入金等のうち株式の購入に充てられないことが明らかなものに係る利子については、二重メリットが発生しないため受取配当等の額から控除する必要がない。こうしたものは特定利子と呼ばれ負債利子控除の対象から除外されていた。なお、法人税法施行令等において経過措置が満了したことにより「特定利子」の表現は租税特別措置法での「特別利子」に改められている。

6 . 地震保険に係る異常危険準備金の非課税措置

地震保険に係る異常危険準備金の積立を全額非課税とすること

地震保険については、その機能を十分に発揮するために、法令の定めるところにより、この保険から生じる収支残高および運用益はすべて異常危険準備金として積み立てることが義務付けられております。しかしながら、異常危険準備金としての積立が無税で認められているのは収支残高部分のみであり、運用益部分については、その積立にあたって段階的な課税を受けております。

損害保険業界では、地震保険の商品改定等を通じた制度の充実や、普及率の拡大を図っていますが、これにより地震発生の際の保険金支払責任限度額は大幅に増加しており、地震保険に係る異常危険準備金の残高は必要積立額に比べ不十分な状況になっています。さらに、平成 18 年度税制改正において地震保険料控除制度が創設されることとなったことにより、今後一層の地震保険の普及拡大が見込まれます。

このような状況において、損害保険会社が保険金支払に万全を期するためには、地震保険に係る異常危険準備金残高の一層の充実を図ることが急務となっております。

そのためには、現在、地震保険に係る異常危険準備金として積み立てる運用益について、各年度末の責任限度額に対する準備金残高の割合に応じて決められている段階的課税割合を撤廃し、全額非課税とする税制措置が必要不可欠と考えます。また、今後の金利上昇により運用益自体の増加が見込まれるため、非課税化されることにより一層の充実が図れることとなります。

つきましては、地震保険の異常危険準備金残高の一層の充実を図る観点から下記項目を要望いたします。

地震保険に係る異常危険準備金の積立を全額非課税とすること

7. 確定拠出年金に係る税制上の措置

- (1) 確定拠出年金制度について、事業主掛金、個人型加入者掛金およびその運用益を対象とした特別法人税を撤廃すること
- (2) 確定拠出年金制度について、拠出限度額を引き上げること

社会環境やライフスタイル等の変化により、近年国民の勤労形態に多様化が見られるようになってきました。また一方で、経済環境の変化や会計基準の変更により、年金制度が企業経営に及ぼすリスクは従来以上に意識されるようになってきています。こうしたことを背景に、企業年金制度について従来の確定給付年金から確定拠出年金へ移行するという動きが見られるようになってきています。

こうしたいわば時代の要請を受けた新しい企業年金である確定拠出年金が健全に発展・普及するためには、市場のニーズに応えた商品設計を可能とする制度拡充のための税制上の手当てや、経済環境にそぐわない税制を見直すなどの環境整備が不可欠です。

(1) 確定拠出年金に係る特別法人税の撤廃

確定拠出年金制度を発展・普及させ、年金資産を早期に充実させるためには、年金資産に対する運用時の課税を撤廃することが有効と考えます。現在、事業主掛金、個人型加入者掛金およびその運用益に対する特別法人税は、平成 19 年度までの経過措置により課税停止とされていますが、本税は制度として廃止すべきであると考えます。

(2) 確定拠出年金に係る拠出限度額の引き上げ

現行の確定拠出年金制度において、既存の確定給付型年金制度の有無により拠出限度額が異なることや、他の退職給付制度からの移行を考慮した場合に拠出限度額が低すぎることで、市場のニーズに合った年金制度の設計にあたり制約になっています。拠出限度額は平成 16 年度税制改正により一定の引き上げがされたものの、安定した生活に足る退職後の所得確保を図る観点からは十分なものとは言えず、拠出限度額の更なる引き上げが必要であると考えます。

つきましては、確定拠出年金制度の健全な発展と普及の促進および年金資産の早期充実により、国民が退職後の所得を確保し老後生活の安定を図る観点から下記 2 項目を要望いたします。

- 事業主掛金、個人型加入者掛金およびその運用益を対象とした特別法人税を撤廃すること
- 拠出限度額を引き上げること

8. 欠損金繰戻還付の実施・繰戻期間の延長

欠損金繰戻還付の実施・繰戻期間の延長を行うこと

金融の自由化・規制緩和の進展により、損害保険業界においても業態間の垣根を越えた競争が促進され、新規事業の展開などを通じて契約者のさまざまなニーズに応えることが求められています。こうした新規事業に伴う初期投資や競争の激化による収益の変動から、欠損金が生じる可能性も高まっていると言えます。

また、損害保険事業の特性として、巨大災害の発生等により一時的に多額の欠損が生じる可能性も考えられます。

現行の欠損金の取扱いに関する税制は、平成 16 年度改正で繰越期間は 7 年に延長されたものの、繰戻期間は 1 年と短い上に、現在は繰戻還付の適用が停止されています。現行制度は欧米諸国と比較しても極めて限定的であり、この格差が我が国企業の国際競争力の低下を招く一因ともなります。

また、今後、我が国経済の活性化を図っていく観点から、企業が新たな事業展開を行い、新たな雇用を創出していくことは重要な課題です。現行制度では、企業に欠損が発生した場合、収益基盤の弱い企業等においては税制上の不利益が生じることも考えられ、ひいては、企業の健全な運営や新規事業展開の促進による経済の活性化に支障をきたすおそれがあると考えます。

つきましては、下記項目を要望いたします。

欠損金が生じた場合において税制上の不利益が生じることのないよう、欠損金繰戻還付の実施・繰戻期間の延長を行うこと

9 . 破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る不動産取得税の 非課税措置の恒久化

契約者保護の観点から、破綻処理の一環である協定銀行制度が機能するよう、破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置を恒久化すること（非課税措置は平成 18 年度で期限切れとなる）

損害保険会社が破綻した場合のセーフティネットの一つとして、破綻処理の迅速化・多様化を図るため、保険契約者保護機構の委託を受けて、協定銀行が破綻保険会社等の資産を買い取り、その買い取った資産に係る管理回収業務を行う措置が設けられています。

破綻保険会社から協定銀行へ土地等の資産を移転する場合に課せられる不動産取得税は、平成 18 年度末まで非課税とする経過措置が設けられていますが、協定銀行による資産の取得は形式的な所有権の移転であることや、この非課税措置は、セーフティネットを円滑に運営するために必要な税制措置であることから、非課税措置の恒久化は、保険契約者の保護を図り、国民生活の安定および国民経済の健全な発展に資するものと考えます。

つきましては、損害保険会社破綻時のセーフティネットの円滑な運営を行う観点から下記項目を要望いたします。

契約者保護の観点から、破綻処理の一環である協定銀行制度が機能するよう、破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置を恒久化すること

なお、承継保険会社への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置は平成 17 年度税制改正により恒久化されています。